



# 長野県報

9月30日(木)  
平成22年  
(2010年)  
第2204号

## 目次

### 規則

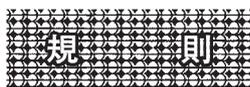
事務処理規則の一部を改正する規則(行政改革課) .....	2
-------------------------------	---

### 告示

生活保護法に基づく介護機関の指定(地域福祉課) .....	3
生活保護法に基づく指定を受けた介護機関の事業所の名称の変更の届出(地域福祉課) .....	4
生活保護法に基づく指定を受けた介護機関の業務の廃止の届出(地域福祉課) .....	4
長野県農業改良資金貸付規程の廃止(農村振興課) .....	5
公共測量の実施(建設政策課) .....	5
長野県収入証紙売りさばき人の住所及び売りさばき場所の変更の届出(2件)(会計課) .....	5
長野県収入証紙売りさばき人の指定の取消し(2件)(会計課) .....	6
長野県選挙事務取扱規程の一部改正(選挙管理委員会) .....	6

### 公告

特定非営利活動法人の設立の認証申請(生活文化課NPO活動推進室) .....	6
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(3件)(生活文化課NPO活動推進室) .....	7
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書の縦覧(産業政策課) .....	7
都市計画の変更案作成のための公聴会の開催(都市計画課) .....	8
一般競争入札(管財課) .....	10
一般競争入札(農地整備課) .....	11
一般競争入札(2件)(河川課) .....	12
平成23年度長野県立高等学校実習助手採用選考の実施(高校教育課) .....	13
警備業法に基づく機械警備業務管理者講習の実施(生活安全企画課) .....	14
一般競争入札(ものづくり振興課) .....	15



事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布します。  
平成22年9月30日

長野県知事 阿部 守一

#### 長野県規則第34号

事務処理規則の一部を改正する規則

事務処理規則(昭和39年長野県規則第5号)の一部を次のように改正する。

別表第2の6の(81)を同(82)とし、同(74)から(80)までを同(75)から(81)までとし、同(73)のオ中「(ウ)まで」を「(カ)まで」に改め、同オの(カ)を同(シ)とし、同(シ)の前に次の事項を加える。

- (ク) 第75条の2第1項の規定による届出の受理
- (ケ) 第75条の2第2項の規定による勧告
- (コ) 第75条の2第3項の規定による報告の受理
- (カ) 第76条第3項の規定による報告の受理

別表第2の6の(73)のオの(カ)中「の規定」を「(第75条の2第4項において準用する場合を含む。)の規定」に改め、同(カ)を同(キ)とし、同(キ)を同(ク)とし、同(ク)の次に次の事項を加える。

- (イ) 第75条第3項の規定による公表
- (カ) 第75条第4項の規定による措置命令

別表第2の6の(73)を同(74)とし、同(35)から(72)までを同(36)から(73)までとし、同(34)の次に次の事項を加える。

#### (35) 米穀等の取引等に関する事項

米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(平成21年法律第26号)第10条第1項の規定による報告の徴収並びに立入検査及び質問

別表第2の16の(20)に次の事項を加える。

ウ 旅館業法施行条例(昭和32年長野県条例第50号)第8条第1項第8号のアの(イ)の規定による基準に適合していない場合の届出の受理

別表第2の16の(22)に次の事項を加える。

ウ 公衆浴場の設置場所の配置及び衛生等の措置の基準に関する条例(昭和41年長野県条例第49号)の規定に基づく次の事項

- (ア) 別表第1の2の(5)のイの規定による基準に適合していない場合の届出の受理
- (イ) 別表第2の2の(5)の規定によりその基準に適合することとされる別表第1の2の(5)(浴槽水に係る部分を除く。)の規定による基準に適合していない場合の届出の受理
- (ウ) 別表第3の2の規定によりその基準に適合することとされる別表第1の2の(5)の規定による基準に適合していない場合の届出の受理

別表第3の2中「同(35)のアの(イ)」を「同(35)、同(36)のアの(イ)」に、「同(36)、同(42)のア、同(44)のシ」を「同(37)、同(43)のア、同(45)のシ」に、「同(51)のイの(ウ)、同(52)のア」を「同(52)のイの(ウ)、同(53)のア」に、「同(60)のイ」を「同(61)のイ」に、「同(61)、同(64)のカ」を「同(62)、同(65)のカ」に、「同(65)のイの(イ)」を「同(66)のイの(イ)」に、「同(69)のアの(ア)」を「同(70)のアの(ア)」に、「同(70)のアの(ウ)」を「同(71)のアの(ウ)」に、「同(71)のアの(ニ)から」を「同(72)のアの(ニ)から」

に、「同(73)のアの(ス)」を「同(74)のアの(ス)」に、「同(75)のアの(ア)から」を「並びにオの(シ)、同(76)のアの(ア)から」に、「同(78)のキ」を「同(79)のキ」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成22年10月1日から施行する。ただし、別表第2の6の(73)のオの改正規定及び別表第3の2の改正規定(「同(75)のアの(ア)から」を「並びにオの(シ)、同(76)のアの(ア)から」に改める部分(改正後の別表第2の6の(74)のオの(シ)に係る部分に限る。)に限る。は、公布の日から施行する。

行政改革課